

評価替え

土地と家屋については、原則として、3年毎に評価の見直し（評価替え）を行います。この評価を見直す年度を基準年度といいます。（今回は平成24年度）

基準年度の評価額は、本来3年間据え置きますが、平成25、26年度において、土地の地目変更や家屋の増改築があった場合は、基準年度以外の年度でも評価額の見直しを行います。

また、平成25、26年度において、地価の下落があり平成24年度の評価額を据え置くことが適当でない土地は、評価額の修正（下落修正）を行います。

固定資産の縦覧制度

縦覧制度は、市内に固定資産を所有し、その固定資産に係る納税者が、自己の土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較して、これが適正であるかどうかを縦覧期間中に限り、確認できる制度です。

- 縦覧期間は毎年4月1日から6月末日までです。

固定資産の評価額についての審査の申出

固定資産の評価額に不服がある場合は、うきは市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。申出期間は固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日以後60日までです。

なお、償却資産については、毎年全資産の評価額が審査申出の対象となりますが、土地・家屋については、基準年度以外の年度は、審査申出の対象が次の項目に限られます。

- 地目変更等があった土地及び新築又は増・改築、一部取壊し等があった家屋の評価額
- 地価下落等に伴い減額修正した土地の評価額
（なお、評価額の修正を行わなかった土地については、「地価が下落しているのに修正を行わなかったこと」を理由に申出ができます。）